

表 1 秩父神社の社殿変遷
「埼玉県指定文化財調査報告集第一集」⁴⁾より

元号	できごと	社殿形式 (模式図)
天正 20 年 (1592)	[天正 20 年棟札より] 本殿建築。独立本殿で、意匠的・時代的に統一されていた。	
天和 2 年 (1682)	[天和 2 年墨書より] 弊殿を繋ぎ、彫刻装飾の多くを随所に付加し、極彩色を施す。	
江戸末期	[江戸末期判定は細部意匠より] 弊殿、拝殿の屋根を改築すると共に、本殿の檜皮葺の上にさらに銅板を重ねた。	
昭和 42 年 (1967)	同年の台風被害により改修工事（解体修理）が行われる。江戸末期と異なる意匠で拝殿を中心とした改修が行われた。	

表 2 昭和 42 年改修時の変更点（抜粋）

	部材	前身形態	改修後	変更の理由
向拝	向拝柱の柱間隔	拝殿柱とずれている	拝殿柱と位置を揃える	昭和の改修では合理的に行うことが多いため変更。
	向拝柱	柱全面に幾何文様の地紋彫	彫刻無、素木	幾何文様の地紋彫は江戸時代の特徴。当初形態に近付けるため。
	唐戸面		面取角柱	過飾を防ぐため。
	海老虹梁	有	無	組物の変更と江戸末期の形態、装飾過多。
拝殿	長押廻り金物	—	外形、文様が変更	戦時の供出のため、釘隠しは後補。
	組物	出組	舟肘木	江戸末期の改築を天和期の姿に戻すため、変更。
	垂木	繁垂木	疎垂木	旧木負、旧木小舞、疎垂木の間に垂木を増して、繁垂木をなしていたため。
	木鼻	有	無	江戸末期の複雑な改修を隠すために、木鼻をつけていた。
弊殿	天井	竿縁天井	格天井	拝殿天井に合わせた。
本殿	墓股のはらわした	菊	椿	国弊社昇格時に変更したため、椿に変えた。
	屋根、破風金具	菊花紋章	三つ葉葵紋	国幣社昇格時に附替えていた。
	屋根	銅板葺(本瓦棒葺)	銅板葺(一文字葺)	見た目を柿葺に近づけるため。

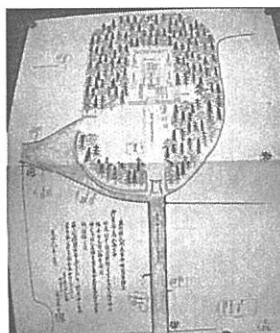
4. 絵図・史資料に見る秩父神社社殿の変遷

4.1 秩父神社所蔵 寛政二年絵図（一）

- ・著者名：不明
- ・製作年：寛政 2 年(1790)
- ・形態：図面
- ・数量：1 枚
- ・大きさ：不明

秩父神社の敷地及び、敷地外の神社関係建物に関し
て描かれ、絵図に描かれる建
物には数値が記載されてい

る。寛政二年図面における寸法・昭和 42 年実測時の寸

図 1 秩父神社所蔵
寛政二年絵図（一）

法・昭和 42 年改修図面寸法・現状の実測値を比較し、本殿以外は平面寸法に変更が加えられていることが判明した。

4.2 埼玉県立文書館所蔵 行政文書 「昭 2175」⁵⁾

昭和 3 年(1928)、秩父神社が国幣小社に昇格する際の行政文書から、昭和 3 年の改修や改築について分析を行い、金物の紋章・外形が変更されていることが明らかになった。

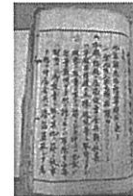


図 2 行政文書

4.3 高さ関係の変化について

4.1、4.2 で挙げた資料には高さ（GL から棟まで）の寸法が記載されている。（表 3）本殿の高さはほとんど変化していないが、弊殿・拝殿に関しては軒高、棟高とも江戸末期の改修と昭和 42 年の改修で変更が加えられていることが分かった。高さ関係の変更に伴い、屋根の納まりや取付きの変化についても考察を行った。変更の理由としては、①江戸末期の改修である軒廻りの複雑な改築（舟肘木から出組への変更）によって丸桁高さが変更されており、昭和 42 年には複雑な軒廻りがきれいに納まるように変更を加えた。②社殿の立面意匠を良くするために、重厚な屋根にしようと試みた。③屋根勾配を大きくして、屋根の水はけをよくしようと試みた。などが推測できる。

表 3 高さ関係寸法比較表

	寛政 2 年	昭和 3 年		現状	
		棟高	軒高	軒高	棟高
本殿	27 尺 8 寸 (8423mm)	17 尺 5 寸 (5302mm)	27 尺 2 寸 5 分 (8256mm)	5100mm	8283mm
幣殿	18 尺 5 寸 (5605mm)	15 尺 (4545mm)	20 尺 5 寸 (6211mm)	4337mm	7402mm
拝殿	23 尺 5 寸 (7120mm)	18 尺 7 寸 (5666mm)	30 尺 (9090mm)	4642mm	8656mm

5. 埼玉県における権現造への改築の流れ

秩父神社は本殿のみの単体建築から権現造の複合形式へと変化し、彫刻を付加するようになる。単体建築から複合建築へと改築する流れは関東全域で見られる。埼玉県においては明暦 2 年(1656)三芳野神社（川越市郭町）が大改造を行って権現造としたことに始まり⁶⁾、寛文 7 年(1667)の氷川女體神社（さいたま市緑区）⁷⁾、天和 2 年(1682)の秩父神社と続く。秩父神社は埼玉県の権現造の形態のなかでも早期の事例として位置付けることができる。

6. 天正 20 年当初材の考察

天正 20 年の棟札が現存し、本殿部分が天正 20 年の造立とされている秩父神社であるが、当初材の存在は明らかになっていない。しかし、昭和 42 年改修時には再用できる材をできる限り使用したため、天正期の当初材がいまだに使われている可能性がある。現地調査、及び京都における類例調査に基づき、当初材の推定を行った。

類例調査では天正、慶長期の建造物の風食具合、彫刻、材種、根接等の状況を確認したが、建造物の方角、建つ場所、材の大きさ、保護材、彩色等によって、残存状況が全く異なることが分かった。

秩父神社の本殿柱は同時期の部材に比べて、残存状態がよく、根接等はなく、節の補強なども見当たらない。また、昭和 42 年改修工事写真アルバ



図 3 柱根の腐朽

ムには本殿円柱の柱根の腐朽の様子が 1 枚の写真に残されているが、取換えた柱を断定することはできなかった。

7. 結び

昭和 42 年の解体修理工事はそれまでの社殿の姿と異なる改修を行い、その改修が社殿の価値を減ずる結果となっていた。確かに当時の設計者の創作である点もいくつか見られるが、それは度重なる社殿の変更を天和期の姿へと戻し、社殿の統一感を図るための努力の結果であったと言える。多くの変更点はその意図が読み取ることができ、社殿の形態を大きく変更しているとは言えないのではないか。

また、本研究では天正 20 年当初材の断定まで至らなかったが、今後、年輪年代法や放射線炭素同位体など科学的な手法を利用して、当初材が明らかになり、天正造営の社殿として再評価されることが望まれる。

註 1)『埼玉県の近世社寺建築』 埼玉県教育委員会 1984 年
 註 2) 秩父神社ホームページ <http://www.chichibu-jinja.or.jp/>
 註 3)『さきたま文庫 2 秩父神社』 千嶋壽著、1989 年
 註 4)『埼玉県指定文化財調査報告書第一集』 p6~11、埼玉県教育委員会、1962 年
 註 5)「秩父神社急施ヲ要スル事項」(埼玉県立文書館所蔵 行政文書 「昭 2175」)
 註 6)『埼玉県指定有形文化財三芳野神社社殿修理工事報告書』三芳野神社社殿修理委員会編、三芳野神社社殿修理委員会、1992.3
 註 7)三輪宝子、渡辺洋子「氷川女體神社の社殿造営に関する一考察」日本建築学会計画系論文集 Vol.79 No.694 2013.12